

訪問看護医療情報連携加算に関する説明事項

訪問看護ステーションあおい

管理者 藤原 友子

訪問看護ステーションあおいでは、厚生労働省の指針による令和8年度診療報酬改定（2026年6月1日施行）に伴い、新設された「訪問看護医療情報連携加算」の施設基準を満たした情報連携体制を構築しております。

本加算は、ご利用者様に対して質の高い看護ケアを計画的かつ円滑に提供するため、同意の上で、医療・介護の連携機関と ICT（電子情報処理組織等）を活用した平時からの情報共有体制を評価するものです。

1. ICT を活用した常時確認・連携体制の構築

機密性の高いセキュリティが確保された情報共有システムを導入し、主治医をはじめとする関係医療機関、薬局、ケアマネジャー（介護支援専門員）等と、ご利用者様の診療情報やケア状況を平時からリアルタイムに共有・確認できる体制を整えています。

ICT 連携機関：（敬称略 順不同）

いもと桃山クリニック、まつだ在宅クリニック、ピースホームケアクリニック、べっぷ
居宅介護支援事業所、なでしこ薬局、訪問看護ステーションいきいき 365、メディケ
ア・リハビリ訪問看護ステーション京都、訪問看護ステーションふおすたあ伏見

* 連携医療機関は現段階のもので、随時更新される場合があります。

2. 情報を踏まえた計画的な管理の実施

連携機関から共有された最新の診療情報や指示、共有事項を適切に把握・活用し、日々の訪問看護計画の立案や実施に反映させることで、状態変化にも迅速に対応できる計画的な看護管理を行います。

3. ご利用者様にお支払いいただく料金（2026 年 6 月算定開始）

訪問看護医療情報連携加算：1000 円 / 月

※上記金額からご利用者様の保険割合負担に応じた額が実際の自己負担となります。

（例：1 割負担の方：月に 100 円のご負担）

当ステーションは、今後も地域の関係機関との緊密な連携を通じ、国の推進する医療 DX および情報連携を形にすることで、ご利用者様が住み慣れた地域で安心して過ごせるようサポートしてまいります。